

○ 最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十一号）

改 正 案		現 行	
第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）第二条の規定に基づき同条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合にあつては、次条及び第三条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定める内容とする。		第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社（法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が平成二十二年金融庁告示第百三十号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件。以下「最終指定親会社連結自己資本規制比率告示」という。）第二条の規定に基づき連結自己資本規制比率（同条に規定する連結自己資本規制比率をいう。以下同じ。）を算出する場合にあつては、次条に定める場合を除き、次の表に掲げる経営の健全性の状況（法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。第三条において同じ。）に係る区分に応じ同表に定める内容とする。	
区 分	連 結 自 己 資 本 規 制 比 率	命 令 の 内 容	

非対象区分	第一区分
連結自己資本規制 比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 各号に定める範囲 一 連結普通株式 等Tier1比 率 四・五パー セント以上 二 連結Tier 1比率 六パー セント以上 三 連結総自己資 本規制比率 八 パーセント以上	連結自己資本規制 比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 各号に定める範囲 一 連結普通株式
	最終指定親会社及びその子法人 等（法第五十七条の二第九項に 規定する子法人等をいう。以下 同じ。）の経営の健全性を確保 するために合理的と認められる 計画（原則として資本の増強に

第二区分	
等Tier1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二 連結Tier1比率 三パーセント以上六パーセント未満 三 連結総自己資本規制比率 四パーセント以上八パーセント未満	等Tier1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二 連結Tier1比率 三パーセント以上六パーセント未満 三 連結総自己資本規制比率 四パーセント以上八パーセント未満
連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通株式等Tier1比率 一・一三パーセント	次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 一 最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 最終指定親会社及びその子

第三区分	
一 セント以上二・二五パーセント未満 二 連結Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満 三 連結総自己資本規制比率 二パーセント以上四パーセント未満	法人等の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 最終指定親会社及びその子法人等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四 子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）を除く。）の株式又は持分の処分 五 その他金融庁長官が必要と認める措置
連結自己資本規制比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上一・一三	最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措

	二 連結Tier 1比率 〇パー セント未満 三 連結総自己資 本規制比率 〇パー セント以上 二パーセント未 満	置を実施することの命令
第四区分	二 連結Tier 1比率 〇パー セント未満 一 連結普通株式 等Tier1比 率 〇パーセン ト未満 連結自己資本規制 比率のうち次の各 号に掲げる比率の 区分に応じ、当該 各号に定める範囲 内	三月以内の期間を定めて対象特 別金融商品取引業者の親会社で なくなるための措置の命令

	第一区分
ロ 連結Tier 1 比率 六パー セント以上 ハ 連結総自己資 本規制比率 八 パーセント以上	連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ 連結普通株式 等Tier比 率 二・二五パ ーセント以上四 ・五パーセント 未満 ロ 連結Tier 1 比率 三パー セント以上六パ ーセント未満
	最終指定親会社及びその子 法人等（法第五十七条の二 第九項に規定する子法人等 をいう。以下同じ。）の経 営の健全性を確保するため の合理的と認められる計画 （原則として資本の増強に 係る措置を含むものとする 。）の提出の求め及びその 実行の命令

第二区分	
	ハ 連結総自己資本規制比率 四パーセント以上八パーセント未満 連結自己資本規制比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲イ 連結普通株式等Tier1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満 ロ 連結Tier1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満
	次に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ 最終指定親会社及びその子法人等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ 最終指定親会社及びその子法人等の総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ 子法人等（対象特別金融商品取引業者（法第五十七条の十二第三項に規定する対象特別金融商品取引業者をいう。以下同

	ハ 連結総自己資本 本規制比率 二 パーセント以上 四パーセント未 満	じ。)を除く。)の株式 又は持分の処分 ニ その他金融庁長官が必 要と認める措置
第三区分	連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ 連結普通株式 等Tier1比 率 ○パーセン ト以上一・二三 パーセント未満 ロ 連結Tier 1比率 ○パー セント以上一・ 五パーセント未 満 ハ 連結総自己資	最終指定親会社及びその子 法人等の自己資本の充実、 合併又は三月以内の期間を 定めて対象特別金融商品取 引業者の親会社（法第五十 七条の二第八項に規定する 親会社をいう。以下この条 及び第四条において同じ。 ）でなくなるための措置の いずれかを選択した上、当 該選択に係る措置を実施す ることの命令

二 連結資本バツファー比率を指標とする区分	<table> <tr> <td data-bbox="276 230 1147 506"> 第四区分 </td><td data-bbox="276 506 1367 757"> 本規制比率 ○ パーセント以上 二パーセント未 満 </td></tr> <tr> <td data-bbox="276 757 1147 1128"> 連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ 連結普通株式 等Tier1比 率 ○パーセン ト未満 ロ 連結Tier 1比率 ○パー セント未満 ハ 連結総自己資 本規制比率 ○ パーセント未満 </td><td data-bbox="276 757 1367 1128"> 三月以内の期間を定めて対 象特別金融商品取引業者の 親会社でなくなるための措 置の命令 </td></tr> </table>	第四区分	本規制比率 ○ パーセント以上 二パーセント未 満	連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ 連結普通株式 等Tier1比 率 ○パーセン ト未満 ロ 連結Tier 1比率 ○パー セント未満 ハ 連結総自己資 本規制比率 ○ パーセント未満	三月以内の期間を定めて対 象特別金融商品取引業者の 親会社でなくなるための措 置の命令
第四区分	本規制比率 ○ パーセント以上 二パーセント未 満				
連結自己資本規制 比率のうち次のイ からハまでに掲げ る比率の区分に応 じ、当該イからハ までに定める範囲 イ 連結普通株式 等Tier1比 率 ○パーセン ト未満 ロ 連結Tier 1比率 ○パー セント未満 ハ 連結総自己資 本規制比率 ○ パーセント未満	三月以内の期間を定めて対 象特別金融商品取引業者の 親会社でなくなるための措 置の命令				

(新設)

経営の健全性の状況に係る区分		命令の内容
資本バツファ ―非対象区分―	連結資本バツファ ―比率が最低連結 資本バツファ―比 率以上である場合	
資本バツファ ―第一区分―	連結資本バツファ ―比率が最低連結 資本バツファ―比 率の四分の三の比 率以上最低連結資 本バツファ―比率 未満である場合	社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の六十パーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当 該額が零を下回る場合には 、零とする。）を上限とし て社外流出額を制限する内 容をいう。）を含む連結資 本バツファ―比率を回復す るための合理的と認められ る改善計画をいう。）の提 出の求め及びその実行の命 令

資本バッファ ―第二区分―	資本バッファ ―第三区分―
連結資本バッファ ―比率が最低連結 資本バッファ―比 率の二分の一の比 率以上最低連結資 本バッファ―比率 の四分の三の比率 未満である場合	連結資本バッファ ―比率が最低連結 資本バッファ―比 率の四分の一の比 率以上最低連結資 本バッファ―比率
社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の四十パーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当 該額が零を下回る場合には 、零とする。）を上限とし て社外流出額を制限する内 容をいう。）を含む連結資 本バッファ―比率を回復す るための合理的と認められ る改善計画をいう。）の提 出の求め及びその実行の命 令	社外流出制限計画（社外流 出額の制限に係る内容（調 整税引後利益の二十パーセ ントの額から、その事業年 度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当

3 | 第一項第一号に掲げる表の「連結普通株式等Tier1比率」、

2 | 前項第一号及び第二号に掲げる表中「経営の健全性の状況」とは、法第五十七条の十七第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。

資本バッファ ―第四区分―	連結資本バッファ ―比率が最低連結 資本バッファ―比 率の四分の一の比 率未満である場合	社外流出制限計画（社外流 出額を零に制限する内容を 含む連結資本バッファ―比 率を回復するための合理的 と認められる改善計画をい う。）の提出の求め及びそ の実行の命令
	の二分の一の比率 未満である場合	該額が零を下回る場合には 、零とする。）を上限とし て社外流出額を制限する内 容をいう。）を含む連結資 本バッファ―比率を回復す るための合理的と認められ る改善計画をいう。）の提 出の求め及びその実行の命 令

(新設)

う。

結自己資本規制比率告示第二条に係る算式により得られる比率をい

1比率」及び「連結総自己資本規制比率」とは、最終指定親会社連

2 | 前項の表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier

「連結Tier1比率」又は「連結総自己資本規制比率」とは、それぞれ連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率又は連結総自己資本規制比率をいう。

4 第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バツファー比率」とは、連結自己資本規制比率告示第二条の二に規定する最低連結資本バツファー比率をいう。

5 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、最終指定親会社

(新設)

及びその子法人等（当該最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出に当たり当該最終指定親会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第三項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該最終指定親会社及びその子法人等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 自己株式（最終指定親会社及びその子法人等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）の取得、同

法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通株式等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（最終指定親会社及びその子法人等有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四 その他Tier 1資本調達手段（第三項に規定する連結Tier 1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該最終指定親会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該最終指定親会社の子法人等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

6 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制

（新設）

限計画（同表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令の内容の欄に規定する社外流出制限計画をいう。第三条において同じ。）の実行に係る事業年度の前事業年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条第一項第一号に掲げる表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2 前条第一項第一号に掲げる表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率が、従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を最終指定親会社が金融庁長官に提出した場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、その時点における連結自己資本規制比率以上で当該計画の実施後に見込まれる連結自己資本規制比率以下の同表の区分（非対象区分を除く。）に定める命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合は、この限りでない。

2 前条第一項の表の第四区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会

最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 前条第一項第一号に掲げる表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。

第三条 最終指定親会社は、社外流出制限計画の実行に係る事業年度に続く事業年度において、事業報告書（法第五十七条の十五第一項の規定による事業報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バッファ比率に対応する第一条第一項第二号に掲げる表の経営の健全性の状況に係る区分（同表の資本バッファ非対象区分を除く。以下この条において「事業報告書に記載した連結資本バッファ比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該最終指定親会社は、事業報告書に記載した連結資本バッファ比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該最終指定親会社について、同表の区分に応じた命令は、事業報告書に記載した連結資本バッファ比率に係る区分に掲げる命令とする。

社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に定める命令を含むものとする。

一〇三 (略)

3 前条第一項の表の第四区分以外の区分に該当する最終指定親会社及びその子法人等の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該最終指定親会社に対する当該区分に応じた命令は、同表の第四区分に定める命令を含むものとする。

(新設)

<u>第四条</u> 法第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社<u>が連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件</u>（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあつては、次の表に掲げる経営の健全性の状況（<u>第一条第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この条において同じ。</u>）に係る区分に応じ同表に定める内容とする。 （表 略）	<u>第三条</u> 法第五十七条の二十一第一項及び第二項の規定による命令は、最終指定親会社<u>が最終指定親会社連結自己資本規制比率告示第四条の規定に基づき平成二十二年金融庁告示第百二十八号（特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件）</u>の例により連結自己資本規制比率を算出する場合にあつては、次の表に掲げる経営の健全性の状況に係る区分に応じ同表に定める内容とする。 （表 略）
--	--